

千葉市と株式会社L i b e r a w a r eとの包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下、「甲」という。）、株式会社L i b e r a w a r e（以下、「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、千葉市ならではの特性を踏まえ、双方が有する資源や技術、ノウハウを有効に活用し、連携して事業を推進することにより、新たな価値創造と地域における課題解決や産業振興に寄与し、100年先に引き継ぐ未来のまちづくりの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 公共施設の維持・管理に関すること。
 - （2） 災害対応に関すること。
 - （3） 地域経済活性化や市内企業の育成に関すること。
 - （4） こども・若者の教育に関すること。
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が合意する事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社等を実施させることができるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、開示先が乙の関係会社等である場合、或いは、事前に開示される情報に関係する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2027年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において、署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年9月1日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番1号
フジモト第一生命ビル6階
株式会社L i b e r a w a r e
代表取締役

関 弘志